

## 競争入札参加資格と電子見積参加資格の更新 手続を7月中に行わなかった場合について

長崎県物品関係競争入札参加資格と電子見積参加資格について、令和5年9月30日で有効期限が満了する業者様には、郵送で通知を行っております。

7月中に更新の手続を行わなかった場合、9月30日で有資格者名簿から削除されます。再度資格を取得される場合は、新規での申請をお願いします。

◆新規資格の有効期間は、申請書受理日の翌々月の1日（資格取得日）から翌々年度の9月30日までです。**8月中の申請であれば、10月からの新規の資格取得が可能になります。**新規と更新の違いは、有効期間の長さです。

申請前有効期限	更新手続日	手続処理	申請後有効期限
令和5年9月30日	7月中	更新	令和5年10月1日～ <b>令和8年</b> 9月30日
令和5年9月30日	8月中	新規	令和5年10月1日～ <b>令和7年</b> 9月30日
令和5年9月30日	9月以降	新規	申請書受理日の翌々月の1日～翌々年度の9月30日

◆手引き等は下記からご覧ください。

1. [競争入札参加資格審査申請の手引き](#)
2. [電子見積への新規参加要領](#)